

使用開始日 2026.8.24

フランクリン・テンプルトン・ 韓国株式インデックス・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	アジア	ファミリーファンド	なし	その他(FTSE Korea 30/18 Capped Index (税引後配当込み、円換算ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「フランクリン・テンプルトン・韓国株式インデックス・ファンド」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月7日に関東財務局長に提出しており、2026年8月23日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日:1998年4月28日 資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:1兆1,955億円
(2026年5月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)
野村信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
URL <https://www.franklintempleton.co.jp>
TEL 03-5219-5940
(受付時間 営業日の午前9時～午後5時)



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

FTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1

主として、上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて韓国の株式に投資を行い、FTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、韓国の大型株および中型株に投資する上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象とします。
- FTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

FTSE Korea 30/18 Capped Indexについて

当指数は、韓国の大型株および中型株のパフォーマンスを表す指数です。構成銘柄は、浮動株調整後時価総額に基づいて加重され、半年ごとに見直しが行われます。特定の銘柄への過度な集中を防ぐため、指数の構成銘柄のうち、最も構成比率の高い銘柄は30%以下、その他の各銘柄は18%以下になるよう、四半期ごとに調整されます。

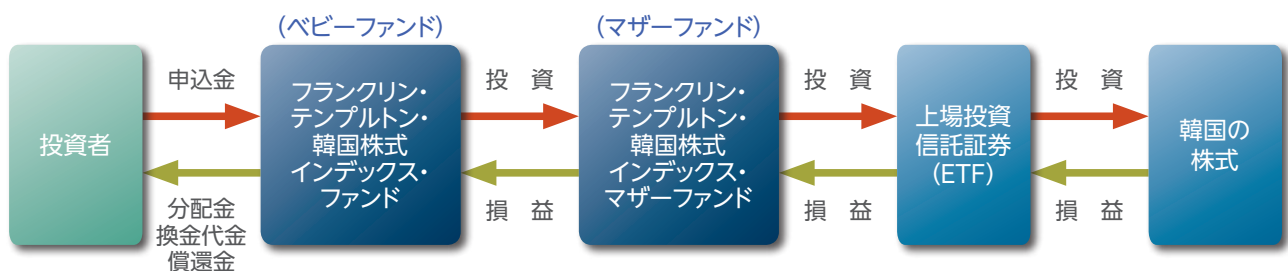
FTSE Korea 30/18 Capped Indexは、構成銘柄および構成比率において定期的に見直しが行われますが、特定の銘柄の構成比率が一時的に上記の数値を超える場合があります。それに伴い、当ファンドにおいても当該特定銘柄への実質的な投資比率が高くなることもあり、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

FTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み、円換算ベース)は、FTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み)をもとに、委託会社が円換算したものです。

<ファンドの仕組み>

- ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<主要投資対象の概要>

フ ァ ン ド 名	Franklin FTSE Korea UCITS ETF
フ ァ ン ド 形 態	アイルランド籍外国投資法人／米ドル建て
ベ ン チ マ ー ク	FTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み)
運 用 方 針	当ETFは、韓国の大型株および中型株への投資機会を提供することを目的としています。ベンチマークであるFTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み)を構成する、韓国の大型および中型の時価総額を有する企業の株式に投資し、当該ベンチマークに連動した投資成果を目指します。
運 用 管 理 費 用 *	年率0.09%(上限) (運用報酬、管理会社報酬、保管銀行報酬、その他ETFに係る管理運営に要する諸費用等を含みます。)
決 算 日	6月30日
運 用 会 社	Franklin Advisory Services LLC Franklin Templeton Investment Management Limited
管 理 会 社	Franklin Templeton International Services S.à r.l.

*この他に、有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

上記は2026年5月末現在、確認されている主要投資対象の概要であり、今後変更される場合があります。

特色2 実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません

- 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色3 年1回決算を行います

- 毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して分配金額を決定します。
初回決算日は、2027年9月15日です。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの投資制限

- 上場投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当ファンドは、ロンドン証券取引所グループおよびそのグループ会社(総称して「LSEグループ」)とは一切関係がなく、また、LSEグループによって支援、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。FTSE Russell は、LSEグループの会社の商号です。

FTSE Korea 30/18 Capped Index(以下「本指数」)に関するすべての権利は、本指数を所有するLSEグループ傘下の関連会社に帰属します。「FTSE®」は、当該LSEグループ傘下の関連会社の商標であり、他のLSEグループ会社はライセンスに基づいて使用しています。

本指数は、FTSE International Limitedまたはその関連会社、代理人、パートナーによって、またはこれらに代わって算出されます。LSEグループは、(a) 本指数の使用、依拠、または本指数における誤り、あるいは (b) 当ファンドへの投資またはその運営に起因する事象について、何人に対しても一切の責任を負いません。LSEグループは、当ファンドから得られる成果について、またはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による本指数の利用目的に対する適合性について、いかなる主張、予測、保証、または表明も行いません。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク(株価が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

実質的に保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



カントリーリスク(新興国に投資するリスク)

一般的に、新興国の金融市場は先進国の市場と比較して市場規模が小さく、流動性が低くなることがあります。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。

新興国においては、特有の税制が存在する場合、税制の突然の変更や新たな税制の適用が行われる場合があり、これにより基準価額が影響を受けることがあります。

また、新興国は政治経済情勢、通貨・資本規制、税制やその他法制度の変更等に対して市場感応度が大きくなる傾向にあり、それらの不確実性および地政学的な要因等に伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■特定の銘柄への集中投資に関する留意点

当ファンドがベンチマークとするFTSE Korea 30/18 Capped Index(税引後配当込み、円換算ベース)は、特定の銘柄への過度な集中を防ぐため、指数の構成銘柄のうち、最も構成比率の高い銘柄は30%以下、その他の各銘柄は18%以下になるよう、四半期ごとに調整されますが、特定の銘柄の構成比率が一時的に上記の数値を超える場合があります。当ファンドはベンチマークとの連動性を保つために、特定の銘柄への実質的な投資比率が高くなることもあり、当該銘柄の発行体が経営破綻や経営・財務状況の悪化等に陥り、株式の価格が下落した場合には、その値動きによる影響を大きく受けることがあります。

また、ベンチマークにおける四半期ごとの指数構成比率の調整に伴い、当ファンドの実質的な組入銘柄の投資比率が大きく変動することがあります。



■ベンチマークと基準価額の乖離に関する留意点

当ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、取引所における需給バランスや売買高の状況等により上場投資信託証券の市場価格とベンチマークに差が生じた場合や上場投資信託証券の投資対象市場と取引市場の時差の影響を受けた場合、当ファンドならびに上場投資信託証券における運用管理費用（信託報酬）等の負担等の要因により、基準価額とベンチマークの動きは完全に一致せず、基準価額がベンチマークの変動を適正に反映することができない場合があります。

■上場投資信託証券(ETF)への投資に関わる留意点

当ファンドが、上場投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、期待した価格で取引できない、あるいは取引ができなくなる可能性があります。これにより、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中投資しますので、当該上場投資信託証券の価格が下落した場合、その影響を大きく受けることがあります。

その他の留意点

- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

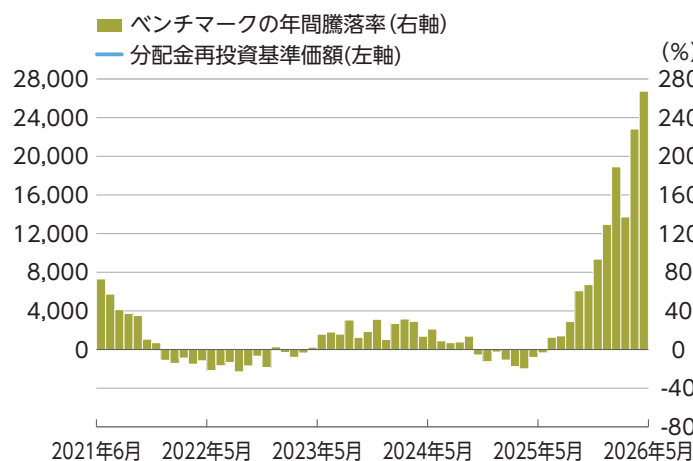
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

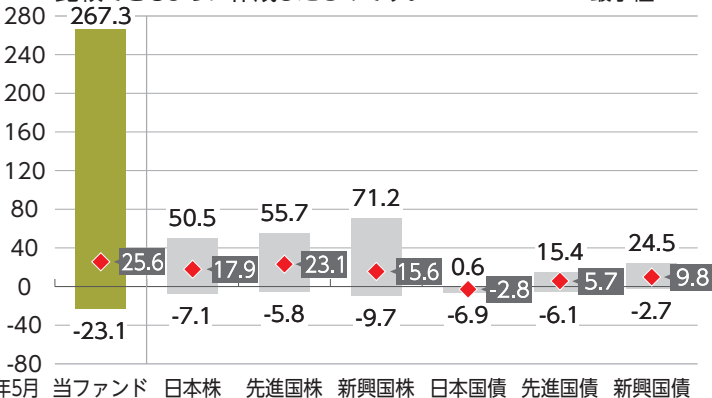
2021年6月末～2026年5月末



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年6月末～2026年5月末

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



*分配金再投資基準価額は、設定前であるため掲載しておりません。
*年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
なお、設定前であるため、ベンチマークの騰落率を表示しておりません。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため当ファンドのベンチマークを用いて算出しております。
*決算日に対応した数値とは異なります。

※ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

(※)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2026年9月2日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

基準価額・純資産

当ファンドは、2026年9月2日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

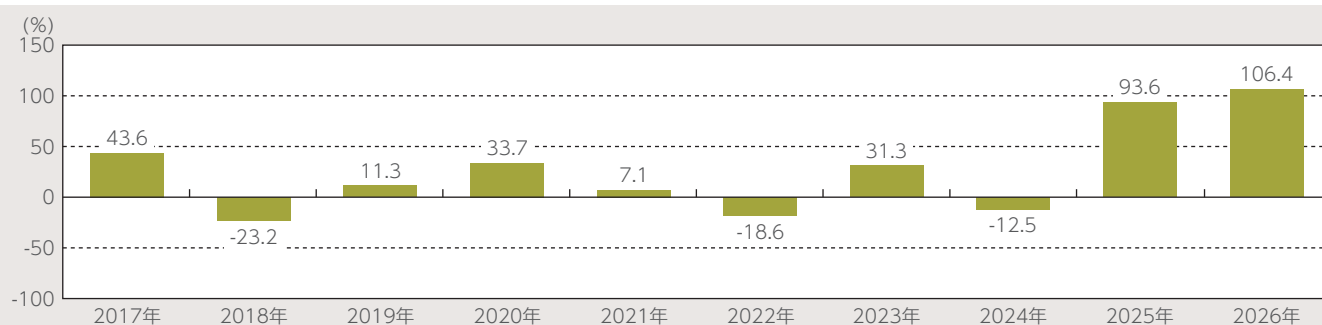
分配の推移

当ファンドは、2026年9月2日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2026年9月2日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間収益率の推移



※上記はベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの年間収益率はあくまで参考情報として記載しているものであり、当ファンドの運用実績ではありません。

※2026年は年初から5月末までの収益率を表示しています。



お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	当初申込期間 :1口当たり1円 継続申込期間 :購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間 :販売会社が定める時間とします。 継続申込期間 :原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間 :2026年8月24日から2026年9月1日まで 継続申込期間 :2026年9月2日から2027年12月15日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 の 申 込 受 付 不 可 日	以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ・韓国の金融商品取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日
換 金 制 限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	2046年9月18日まで(2026年9月2日設定) ※信託期間は延長することがあります。
繰 上 償 還	●マザーファンドが主要投資対象とするETFが存続しないこととなるときは、繰上償還されます。 ●次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ・信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・FTSE Korea 30/18 Capped Indexが改廃された場合 ・受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2027年9月15日とします。
収 益 分 配	年1回の決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	1兆円 (当初設定上限額 500億円)
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	申込金額(購入価額に申込口数を乗じて得た額)に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。 購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド①	純資産総額に対し年率0.3685%(税抜0.335%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。)および毎決算時または償還時に支払われます。 ＜当ファンド①の配分(税抜)および役務の内容＞		
		委託会社	年率0.110%	委託した資金の運用等
		販売会社	年率0.200%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
		受託会社	年率0.025%	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	マザーファンドが投資対象とするETF②	年率0.09%(上限) ※運用報酬、管理会社報酬、保管銀行報酬、その他ETFに係る管理運営に要する諸費用等を含みます。		
	実質的な負担 (①+②)	年率0.4585%程度(税込) ※実際の負担率は、マザーファンドが投資対象とするETFの組入比率等により変動します。		
その他の 費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用、運用において使用する指数の商標使用料並びに情報利用料等。) 日々の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎決算時または償還時に支払われます。 ＜主要な手数料等を対価とする役務の内容＞ 売買委託手数料:有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 印刷等費用:印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用 ※マザーファンドが投資対象とするETFにおいて、有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 上記は2026年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報 ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。

